

令和7年4月1日からの錦糸公園の主な占用ルールについて

1 主なルール

項目	内容
占用可能日数	最大7日間まで（提灯の設置等、他の公園利用者の妨げとならないものは除く。）
占用可能時間	午前7時から午後9時まで
音出し可能時間 ※	午前10時から午後7時まで
音出し可能日数 ※	1占用につき、最大2日間まで
音出し可能頻度 ※	①月2回まで ②2週連続の音出し不可（音出し日の翌日から7日間は音出し不可） ③1事業者で年度内に複数回占用可能
音量 ※	スピーカー音源から1～2m離れた場所でおおむね100db以下とする。 また、音量は2か所で測定し、区へ結果を報告すること。 ※次項「音量測定位置図」参照 ①スピーカー音源から1～2m離れた場所 ②ふれあい広場の北側道路と商業施設との敷地境
音源の向き及び位置 ※	①音は北側に向けないこと。ただし、芝生広場で北側以外に音を出す場合は、別途、公園管理者と協議すること。 ②音出し可能な区域は、原則、ふれあい広場及び芝生広場内舗装区域のみとする。
園内設備の使用	①電気及び水道は使用不可 ②その他の施設は、別途公園管理者と協議すること。
車両通行	①プロムナードを除く園路及びふれあい広場：4tまで通行可能 ②プロムナード：25tまで通行可能 上記を超えるものは、別途公園管理者と協議すること。
地元への周知	必要に応じ、周辺町会・自治会等へ情報提供すること。

※音の出る占用の場合に適用する。

音の出る占用とは、「園内で、機器や楽器等を用いて、主に音楽やダンス等、一定の音量を発する催しを行うもので、一定の音量を出さなければその催しの目的を達することができないもの」をいう。

「音量測定位置図」

例：ふれあい広場にステージを設置する場合の測定位置



※芝生広場内舗装区域にステージを設置する場合は、①スピーカー音源から1～2 m離れた場所、②ふれあい広場の北側道路と商業施設との敷地境の2か所で測定する。

2 不明な点

その他不明な点は、土木管理課占用・監察担当（電話：03-5608-6282）までお問合せください。